

平成20年6月5日 運営委員会決定

議員派遣について

[本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、議決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

【参考】

地方自治法（第100条）

⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

横浜市会会議規則（第117条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にあっては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

議員派遣一覧表(案)

目的	場所	期間	派遣議員
今後の横浜市政の発展に寄与するため、欧州の各都市を訪問し、経済、環境、福祉、教育及び文化振興等の各施策の取り組み状況について視察を実施する。	アムステルフェーン市 アムステルダム市 (オランダ) リガ市 (ラトビア)	ヴィリニュス市 (リトアニア) 平成22年4月5日から 平成22年4月13日まで	川口 正寿 田野井一雄 福田 進 吉原 訓 川辺 芳男 森 敏明
	ジェナップ村 ブリュッセル市 (ベルギー)	— 平成22年4月7日から 平成22年4月13日まで	飯田 助尚 井上 大右 谷地 伸次